

活性炭入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年 11 月 22 日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた件について、当企業団は、関係した 2 事業者に対し下記のとおり損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

記

- 1 訴訟提起日 令和 4 年 11 月 16 日
- 2 提訴裁判所 千葉地方裁判所
- 3 訴訟の相手方

名称	本店所在地
本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
太平化学産業株式会社	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番16号

- 4 請求金額 250,043,002 円及び遅延損害金

【内訳等】

- ・ 損害額として 227,311,820 円
- ・ 弁護士費用相当額として 22,731,182 円（損害額の 10%相当）
- ・ 遅延損害金として各契約代金支払日の翌日から当該各契約代金に対する損害額（弁護士費用相当額含む。）支払済みまでの期間について年 5 分の割合を乗じた額

- 5 請求の根拠 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条第 1 項（共同不法行為者の責任）
- 6 参考 命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html